お知らせ

平成27年4月から介護保険制度が変わります!!

■問い合わせ　介護保険課（内線3583）

■介護保険制度のしくみ

介護保険は、国や都道府県、市町村が負担する「公費」と、40歳以上の方が納める「保険料」を財源として運営されています。浦添市が保険者となって運営し、40歳以上の方は、加入者（被保険者）となり保険料を納め、介護が必要と認定されたときに費用の一部を支払い、サービスを利用できる仕組みです。

■費用負担割合の変更

介護保険法の改正により、平成27年度からの保険料の負担割合は第一号被保険者（65歳以上）21％→22％、第二号被保険者（40歳～64歳）29％→28％に変更になりました。

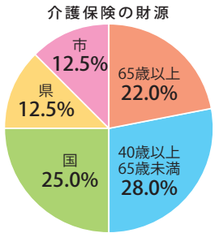

※施設等給付費に対する割合は、国20.0%、県17.5%

保険料の納め方は2種類

65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、保険料を納めます。

●特別徴収

年金が年額18万円以上の方は年金から差し引かれます。年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。

●普通徴収

年金が年額18万円未満の方は納付書や口座振替で納めます。浦添市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて年10回（6月～翌年3月）で保険料を納めます。

※保険料の段階が、9段階11区分から左図のとおり12段階へ変更になりました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

▲ホームページはこちら

第6期（H27年度～H29年度）の第1号保険者保険料

所得段階			対象者	基準額×保険料率	保険料月額（保険料年額）
第1段階	世帯非課税		①生活保護を受給している方 ②住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方 ③住民税非課税世帯で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	2,717円（32,600円）
第2段階	世帯非課税		住民税非課税世帯で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万以下の方	基準額×0.63	3,809円（45,700円）
第3段階	世帯非課税		住民税非課税世帯で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	4,534円（54,400円）
第4段階	世帯課税	本人非課税	住民税課税世帯のうち、本人が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	5,442円（65,300円）
第5段階	世帯課税	本人非課税	住民税課税世帯のうち、本人が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	6,050円（72,600円）
第6段階	世帯課税	本人課税	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.21	7,317円（87,800円）
第7段階	世帯課税	本人課税	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.27	7,684円（92,200円）
第8段階	世帯課税	本人課税	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.53	9,250円（111,000円）
第9段階	世帯課税	本人課税	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額×1.55	9,375円（112,500円）
第10段階	世帯課税	本人課税	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.81	10,950円（131,400円）
第11段階	世帯課税	本人課税	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×1.82	11,009円（132,100円）
第12段階	世帯課税	本人課税	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額×2.1	12,700円（152400円）

特別養護老人ホームの新規入所対象が変わります。

特別養護老人ホームへの新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象となります。

ただし、要介護1・2の方についても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、特例として入所することができます。

施設入所やショートステイの食費・居住費の負担軽減の支給基準が変わります。

これまで所得が低い要介護者・要支援者が施設サービスなどを利用する際に、食費・居住費の負担を軽くするために支給される補足給付については、本人及び世帯全員が住民税非課税世帯を対象とし、利用者負担段階を3段階に分け、給付してきました。平成27年8月からは、住民税非課税世帯でも①配偶者（別世帯も含む）が課税者である場合、②預貯金等の資産を勘案し、一定以上（単身一千万円超、夫婦二千万円超）の預貯金などの資産がある場合は、給付の対象外となります。

一定以上の所得がある方の自己負担割合が変わります。

これまで介護保険サービスを利用した場合、利用者の自己負担割合は1割でしたが、平成27年8月からは、合計所得金額160万以上ある方（65歳以上に限る）は2割負担となります。

※本人の合計所得金額が160万円以上でも、「年金収入とその他の合計所得金額の合計」が単身で280万円未満、2人以上世帯で346万円未満の場合は1割負担となります。

高額介護サービス費の自己負担限度額の一部が変わります。

介護保険では、1ヶ月ごとの利用者負担が限度額を超えたとき、申請によりその超えた額を高額介護サービス費として払い戻しを受けられます。

これまで利用者段階区分を4段階に分けていましたが、平成27年8月から5段階になります。「現役並み所得者」という区分を新設し、上限額を設定します。

「現役並み所得者」とは、同一世帯に課税所得145万円以上の方（65歳以上に限る）がいて、年収が単身で383万円以上、2人以上世帯で520万円以上の方が対者となります。

お知らせ

児童手当現況届の提出について

■問い合わせ　児童家庭課　児童係（内線3617～3618）

児童手当の受給資格要件を確認するため、毎年6月1日における状況を記載した「現況届」の提出が必要です。

5月末日現在の児童手当の受給者には、現況届の案内を郵送する予定です。内容を確認し、必要事項を記入の上、現況届を郵送または窓口にて、6月中に提出してください。

この現況届の提出がないと、6月分以後の児童手当の振り込みができなくなりますので、ご注意ください。

なお、5月に新たに児童手当の手続きをして6月分から支給開始となる方は、現況届の提出の必要はありません。

■提出期間

6月4日（木）～30日（火）

※受付指定日に来庁できない方は、6月30日（火）までに、郵送または窓口にて現況届及び必要書類を提出してください。

■受付時間

9時～17時（土・日・祝日等除く）※12時～13時も受け付けています。

■受付場所

市役所2階202会議室

■必要書類

①平成27年度児童手当現況届

※窓口持参される方は、受給者の認印もお持ちください。

②その他必要に応じて必要な書類

【受給者が厚生年金又は共済年金に加入している場合】

（勤務先から受給している場合を除く）

・受給者の保険証の写し

【受給者と児童が別居している場合】

・住民票謄本（児童が属する世帯全員が載っているもので、筆頭者及び本籍地の記載があるもの）

・監護・生計同一申立書

【受給者又はその配偶者の平成27年1月1日における住所が他市区町村にあった場合】

・受給者又はその配偶者の平成27年度所得課税証明書（平成26年中の所得金額、扶養人数、控除額の記載があるもの）

平成27年1月1日に住んでいた市区町村からお取り寄せください。

※その他、必要に応じて指定する書類を提出していただく場合があります。

【おしらせ】

児童手当の支給は6月10日（水）です。

6月期の振込分は、平成27年2月から5月分です。

※振り込みについては通帳を記帳してご確認をお願いします。

今年度は、児童手当の現況届と子育て世帯臨時特例給付金の申請書を、下図のような封筒で同封して送付しています。以下の提出方法によりご提出ください。

●郵送提出の場合

返送用封筒に、①現況届、②給付金申請書、③必要書類を同封の上、郵送してください。

●窓口持参の場合

児童手当の現況届において、地区ごとに受付指定日を設けています。

※詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。

↑児童手当現況届について　↑子育て世帯臨時特例給付金について

▲この封筒で申請書を送付します。

お知らせ

平成27年度 子育て世帯臨時特例給付金の申請（請求）について

■問い合わせ　臨時給付金支給室（内線5922～5923）

市では、子育て世帯臨時特例給付金の対象と思われる方へ、申請書等を、児童手当の現況届と同封して郵送する予定です。（5月に新たに児童手当の手続きをして6月分から支給開始となる方は、別途、郵送する予定です。）内容を確認し、必要事項を記入の上、郵送または窓口にて申請期間内に提出してください。（公務員の方は、所属庁から申請書が配布されます。）

なお、今年度は、臨時福祉給付金対象者や、生活保護受給者の方も、子育て世帯臨時特例給付金の要件に該当する方については、給付金を受け取ることができます。

【支給要件】

●支給対象者

・平成27年6月分の児童手当を受給される方（ただし、特例給付を受給される方は除く）

●対象児童

・支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

●支給額

・対象児童1人につき三千円（1回限り）

●申請期間

・6月1日（月）～12月1日（火）

●受付時間

・9時～17時（土・日・祝日等除く）

※12時～13時も受け付けています。

●受付場所

・6月～7月　市役所2階202会議室（児童家庭課の裏）

・8月　市役所2階201会議室（保育課の隣り）

・9月以降　市役所2階202会議室（児童家庭課の裏）

※申請書への押印漏れ等の不備があると、給付金の支給ができない場合や支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

※児童手当の現況届と給付金申請では、それぞれ提出期間等が異なりますので、ご注意ください。